

○厚生労働省告示第九号

醫療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第八十条第一号の規定に基づき、醫療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急醫療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

醫療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急醫療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の定めるもの

醫療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第八十条第一号の規定に基づき救急醫療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。

一 医療計画（醫療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。次号において同じ。）において三次救急醫療機関として位置づけられている病院又は診療所

二 医療計画において二次救急醫療機関として位置づけられている病院又は診療所であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 年間の救急車の受入件数が千件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となつた患者の数が年間五百人以上であること。

ロ 医療法第三十条の四第二項第四号又は第五号の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。